

平手守勢太夫政秀書狀 載同書

尊札辱拜見候先日被仰下候 外宮御造替儀
重而檜垣殿被懸御意候則相調候而下申候相殘之
今自是可被進上之由申候持又御祓奉台鳥立荷
拜領過令至極不以其恐候何様近日致奉上
亨御禮可申上候直々雖申上候猶又私相意得
可申入之旨申候委左馬允殿令申候余致省略候
恐惶謹言

六月六日

平手
政秀判

一神主殿
尊報

右の神領の田租調庸朝矣う寄られ。今ハ
大神宮司是を勘納。其餘私寄付
送喜神宮寺六月貢大和西郡二町伊賀郡可見
口入の神主あり秋分の間國子代官と差遣
神田御割度御西郡伊賀郡可見伊賀郡伊賀郡
申税と取立神事の科。充其餘分を以て自分の
得令とし。其一つニテ子被の大麻とも寺下りて祈
壽也。是今伊勢の司官從者を代官と
給して國へ子遣。大麻を分配。御初穂を納り
し。本縁也

○神領の代官御祓大麻を持参して神領の神
税を取立。證據左の如く

太夫司公文抄

大神宮御領近江國浅井保錦織東西郷之
春成神稅事為徵納難掌宗吉令入部早住
先例負數可究濟之旨御成敗者併可為御
神忠恐々謹言

二月何日

大宮司在判

謹上 錦織南方地頭殿
謹上 錦織北方地頭殿

追申

為御祈禱十度御祓大麻進

之々重恐謹言

大神宮御領美濃國中河御厨當年
令中立御封神稅米等事為徵納代官帶神木
牒狀令入部。早住先例負數可致究濟沙汰之旨御
成敗者併可為御神忠恐々謹言

謹上 中河御厨地頭殿
八月十七日

大宮司在判

為御祈禱十度御祓大麻進之

追申

重恐、謹言

為御祈禱十度御祓大麻令進之

重恐、謹言

此外代官を遣へ神稅を取立す。證據猶多

大神宮御領遠江國都田御厨當年御封神稅來等事為徵納代官帶牒狀神木令入部早往先例貞數可致完濟沙汰之旨御成敗者可為御神忠恐謹言

八月廿五日

大官司司立判

謹上 都田御厨地頭殿
謹上 都田御厨下方地頭殿

追申

為御祈禱十度御祓大麻令進之

重恐、謹言

大神宮御領尾張國伊福部御厨當年令色成神稅米等事為徵納帶神木牒狀代官令入部早往先例貞數可致完濟沙汰之旨御成敗者併可為御神忠恐謹言

十月廿一日

大官司司立判

海東郡政所處前伊福部御厨地頭及書

追申

- 28 -

- 27 -

今參宮人と御師の家止宿せずも元神領の人民神稅を持參へて口入の神主の家と爲り

始れりといひ

○參宮人の事大神宮雜事記集鳥羽院平四年九月御祭條雷電鳴騒天大雨如沃參宮人十万不論貴賤恐畏迷心神退出宮中之間御川水出堪天人

卒代未著院

馬不堪渡行○神宮雜例集鳥羽院永久四年九月廿四日外宮注進狀宮河洪水參宮人倫競乘小舟渡越程河中船漂流日記之えり始からん○文保服假令花園院文保二年二月十七日外宮祿宜廳宣可早相觸美濃尾張等國普令存知大神宮參詣精進法事其比ハ他國よりも參宮の人民や、多く此ハ其比ハ他國よりも參宮の人民や、多く百三代荒木田氏經卿日記寬正後花園院四年四月海道の新聞を破却せらる參宮の貴賤もやうと上下せん見えり○荒木田氏經卿日記寬正

- 26 -

- 25 -

状あり同年六月又海道新聞繫多參官貴賤其
頃あるより破却ありつきよの注進状
あり同年十月又海道在所の新聞を破却
せら社貴賤穂^{同上}參官^{代後主御門院}事と訴ふ注進状
あり寛正五年十月又同様の注進状あり○檜
垣共庫家古券^{百四代後主御門院}明應八年五月五山數^{百六代}所聞を立置
り間六十餘川の參官人悉く魂を消し信心を
失ひ路次通せり山田三方神役人言上
の日安あり○祢宜度會晨彦引舟^{水昌平納吉時是御代後主天祐}後奈良院天
文廿二年多氣天祐歡樂以外之所大神宮御崇

嚴重^トよりノリ然者御立願^ト七月廿六日
諸^ト海^ト道^ト役^ト所^ト潮^ト悉^トあけら^トれ^ト諸國^ト旅人
參官^ト数万人其數を不知也當所富貴上下無申
測也干時備彦代^トとあり此頃ハ神領次第
ニ諸國の參官人もます數多くざりよりと
思ふるも^ト今比へてハ少ふるを
足^ト一程の事^トし今^トの參官人の貯數
古考のい傳^ト所多き年ハ四十万子餘リ
少き年ハ廿万子廿四五万子^トと云^トりか

くの如く參官人多くなりハ全く當將軍
家御治世以後天下泰平の德化によつて也○
予竊^ト患^ト事あり昔ハ大和國長谷寺の參詣
する事諸書^トえりゆいつの程^ト欲^ト長
谷寺參詣やミテ熊野三山參詣多くなり天子
も行幸あり上皇も御幸あり^トあれもいつの程^ト
りやうやう長谷寺參詣の止^ト故ハ走り
と^ト熊野の參詣の止^ト故ハ中右記
十三^{セナ}代鳥羽院^{百六代}承久二年二月三日内宮公卿勅使条^ト祢
宜忠元申^ト云々又神郡之中近代於熊野先達

愚僧等常成^ト惡事^ト如^ト此^ト濫行尤^ト公家可^ト有^ト沙汰^ト也
と見^トる^ト如^ト後^トハ濫行多く世間の煩と
なる^トよりて自然參詣おとろ^トと^トも^ト
アキ^トの盛^ト過^トハ必衰^ト也伊勢の參
官人も今あく盛^トすきて衰^ト人と欲^ト
き^ト稍^トも^ト心^トあり人人ハ眼前の小利
子^トも^トハ^ト遠^ト未來を^トも^トて^ト諸人
の信仰^トすら^ト神威の衰^トまちんやうの
夷^ト分^トありま^トき事^ト

さて其頃の御師ハ皆神領を持傳へ^トれハ今^トの

如く即ち大麻を分配し其幣物を得分とする事ハなかつて大平記第三仁木京北南方へ參了条子近年此人伊勢國を管領して在國シ
ノ前ニさらニ公家武家半をナシテ神三郡
ニ打入て大神宮の御領を押領す南方紀傳子神
領ハ神三郡并諸郡中其外神戸御厨等元弘建武
ニのゝ武家押領にあらずある如く乱世の程子
尽く武家を押領せられられハ其頃より今の如
く専諸人民の御祈祷を勤め其幣物を以て家領
とする事とハナリナリすべて大神宮の事ハ

何事も増加する例ありて改め減せらる事な
き朝家の御法がくす今世にてハ衰廢甚一
さる事ありと知る人なきやうすなう果る
ハ誠まことにき事とせり

○大神宮の事ハ増加する例ありて改め減せ
る事類聚三代格正統元年二年十一月
九日太政官符曰不可割取伊勢大神宮神戸百
姓事云望詣往大神宮封户丁雖有餘剰永無
減省以供神宮謹請官裁者右大臣宣奉勅允
神宮事異於諸社宜依孝代祖武天皇延曆廿年四月十四日格。

之限

○神領衰廢の大略東鑑養和元年正月廿一日
第一代安德天皇
條平相國禪門驕奢の餘神威を忽緒一近くハ
則使者を神三郡ニ放ち入きて兵糧米を充課
せ民烟を追捕す天照大神御鎮坐より千百餘
歲以來かくのこま例ありすと見えり是
神領乱妨の始也次々壽永元年五月廿九日
伊勢神宮より十郎藏人行家朝臣を召す書
状子東國の内大神宮の御領其數あり神戸と
い御厨とし皆勤了所限あり嚴重止む事

永無政減上若者求忤者科違勒罪○中右記保延
元年六月一日登卯藏人辨送消息云大神宮祿
宜六人也而番使繁多也今可被加一人之由祭
主卿所申請也可量申者予申件祿宜本數總
一二也如此申請時被加常事也祭主申請者
可被加也就中大神宮事者有增加例無改減然
者被補何事有之哉○吉部秘訓抄產穀神宮忌
卅日條神事之法有增無減嚴皇之條不可過伊
勢遷宮○大神宮諸難事記延曆廿年四月十
四日格云大神宮事異於他社雖有餘剰非改減
不可

其所司の神人等事を騒動すよ
せ又兵糧米の責ありと号して所當の神税上
令等難濟せりよりて先例より任セ使を
遣一催促を加へ所辨済既に少く對拏甚多
一こゝるよりていろの神役國乏すとあり
次大神宮の御領小杉御厨國司の妨を止めら
院宣あり次同年十月十五日大神宮御領
伊雜神戸鈴母御厨沼田御牧員部神戸田公御
厨武士其故子代後鳥羽院押領す間成敗すつき
院宣あり次文治二年三月十日伊勢國神宮御
正十三代御門院行曲を訴ふりて重忠囚人十三代御門院
沼田御厨を没収せり事あり次正治六年
十月廿四日參河國內大神宮の莊園六箇所守
護人藤九郎入道蓮西同上代官善耀押妨す
神宮より訴ふる事あり次元久元年十一月四

領御園御厨の地頭等狼藉を停止し對拏をい
ます御上分神役并給主祿宜得分物を弁備
すつき錦倉殿下文あり次同年三月十六
日伊勢國神領顛倒奉行の事あり次同年六月
廿九日大神宮の訴よりて宇佐美平次實正
リ伊勢國林崎御厨の地頭職を停止せら
事あり次文治三年五月廿六日宇治藏人三郎
義定の代官伊勢齋宮寮榔田御厨を押領す
事見えり次同年六月廿日伊勢國御領

内地頭等無道狼藉を致すからす内外宮神
主等の下知と從ひ神忠をソシすツキとスミと
倉殿の下文あり次同年六月廿九日九月廿七
日十月十三日の條子神宮より伊勢國員部郡
沼田御厨の地頭畠山次郎重忠十三代御門院代官別當真
正十三代御門院行曲を訴ふりて重忠囚人十三代御門院
沼田御厨を没収せり事あり次正治六年
十月廿四日參河國內大神宮の莊園六箇所守
護人藤九郎入道蓮西同上代官善耀押妨す
神宮より訴ふる事あり次元久元年十一月四